資料１

京都市の人権施策推進体制

京都市人権文化推進懇話会

・京都市における人権文化の構築に関して，外部の視点から施策を点検し，意見を述べる。
・学識経験者を中心に，市民公募委員を含め 10 名以内で構成

意見 ▶
◀ 報告

京都市人権文化推進会議

・人権文化の構築に関する施策について，相互に連絡，調整し，施策の円滑かつ総合的な推進を図る
・副市長及び，人権施策に関係するすべての局・区長等で構成する推進会議をはじめ，関係局，部，課長級により，重要課題について協議

周知 ▶

各　局　区　等

人権行政推進主任

・人権行政の推進を図るため，各局区等に設置（庶務担当部長）
・各局等における職員研修，啓発を推進

指導 ▼

市民啓発推進員

・市民啓発活動の積極的な推進を図る（課長級）
・市民主催の研修会等に講師等として参加

事務局

事務局

事務局

事務局

文化市民局人権文化推進課

京都市人権文化推進計画
（人権施策に関する分野別計画）

・すべての人の人権を尊重する
・市民との協働（パートナーシップ）による推進
・総合的，戦略的な推進

人権教育・啓発	人権保障	人権相談・救済
人権尊重の精神のかん養及び理念の普及等を行う	人権を侵害されるおそれがある状況をソフト・ハードの両面において改善を図る	実際に人権が侵害された場合に相談等に適切に対応する

各 重 要 課 題

各分野別計画を中心に施策を推進

女性，子ども，高齢者，障害者など，各人権課題の解決に向け，各担当部局等がそれぞれの分野計画を中心に施策を推進

施策の提供　　施策への意見聴取

市　　民